

平成27年度 騒音・振動の法・条例による規制指導等

(1) 規制の概要

騒音及び振動を発生する金属加工機械や空気圧縮機など一定規模以上の施設を設置する事業者については、騒音規制法、振動規制法、北海道公害防止条例及び小樽市公害防止条例により規制基準の遵守と届出が義務付けられています。また、くい打ち工事など著しい騒音及び振動を発生する建設作業は、騒音規制法、振動規制法により特定建設作業として規制の対象となっています。

(2) 特定施設の届出状況

(平成27年度)

	騒音関係工場・事業場実数	届出受理数
騒音規制法	169	8
北海道公害防止条例	64	6
小樽市公害防止条例	185	6

(平成27年度)

	振動関係工場・事業場実数	届出受理数
振動規制法	74	5
北海道公害防止条例	87	5

注：届出受理数は、設置、使用、変更、廃止届出の総件数です。

(3) 騒音発生施設数

(平成27年度)

施設名	騒音規制法の届出		道条例の届出		市条例の届出		工場・事業場数 (実数)	施設数計
	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数	施設数		
金属加工機械	32	106	7	33	30	84	59	223
空気圧縮機及び送風機	115	486	49	514	164	593	274	1,593
土石用鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい、分級機	3	4	8	74	—	—	11	78
建設用資材製造機械	4	4	6	6	—	—	10	10
穀物用製粉機	1	4	1	3	—	—	2	7
木材加工機械	13	126	5	15	13	73	24	214
印刷機械	25	82	2	9	—	—	27	91
合成樹脂用射出成形機	4	35	0	0	—	—	4	35
鋳造型機	1	1	0	0	—	—	1	1
拡声放送	—	—	—	—	6	100	6	100
施設数計	—	848	—	654	—	850	—	2,352
工場・事業場数(実数)	169	—	64	—	185	—	346	—

注：一つの工場・事業場が、複数の種類の特定施設を持つ場合があります、実数と縦計は異なります。

注：一つの工場・事業場が、法と条例に該当する特定施設を持つ場合があります、実数と横計は異なります。

(4) 拡声放送施設数

騒音規制法及び北海道公害防止条例において対象外となっている拡声放送について、小樽市公害防止条例により規制しています。

(平成27年度)

種	類	社	スピーカー数
街	頭	1 社	91 台
店	頭	2 社	5 台
移	動 車	3 社	4 台
計		6 社	100 台

(5) 振動発生施設数

(平成27年度)

施設名	振動規制法の届出		道 条 例 の 届 出		工場・事業場数(実数)	施設数計
	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数	施設数		
金属加工機械	15	86	19	87	34	173
圧縮機	51	138	54	144	105	282
土石用破碎機、摩砕機等	2	3	9	77	11	80
コンクリート製品製造機	0	0	7	7	7	7
木材加工機械	1	1	2	6	3	7
印刷機械	11	23	8	21	19	44
ゴム練用ロール機等	2	24	1	2	3	26
合成樹脂用射出成形機	3	25	1	8	4	33
遠心分離機	—	—	2	4	2	4
施設数計	—	300	—	356	—	656
工場・事業場数(実数)	74	—	87	—	160	—

注：一つの工場・事業場が、複数の種類の特定施設を持つ場合があります、実数と縦計は異なります。

注：一つの工場・事業場が、法と条例に該当する特定施設を持つ場合があります、実数と横計は異なります。

(6) 特定建設作業等の届出

特定建設作業等届出数

(平成27年度)

	騒音規制法	振動規制法	合計
くい打ち機等を使用する作業	8	8	16
さく岩機を使用する作業	15	—	15
ブレーカーを使用する作業	—	12	12
その他の作業	4	0	4
計	27	20	47

(7) 小樽市による監視指導

騒音規制法、振動規制法や条例により規定される金属加工機械や圧縮機などの騒音発生施設について、法令に基づき立入検査を実施し、監視指導を行っています。

そのほか、騒音及び振動に関する市民からの苦情などにより、法令の対象外である施設や建設作業について立入調査を実施し、必要な指導や要請を行っています。近年は、全国的にも日常生活に伴う音、例えばピアノの音やエアコンの室外機の音などといった近隣騒音に関する苦情が増えてきています。

騒音・振動立入検査・立入調査数（平成27年度）

	測定を伴う立入検査数			測定を伴わない立入検査数	その他立入調査数
	特定建設作業	工場・事業場	拡声放送		
騒音	0	0	3	35	5
振動	0	0	—	14	1

注：立入検査は、騒音規制法等に基づき、立入調査は、苦情など同法に基づかないものです。